

雜 錄

●幼稚園制度改正に關し帝國教育會は小學校施行規則中幼稚園に關する規程中左の通り改正せられんことを希望する旨其筋に陳述することに決定せる由なり。

第一條 幼稚園に園長を置く園長は園務を督理し所屬職員を統督す

第二條 幼稚園に保母を置く保母は兒の保育を掌る

第三條 幼稚園に女子を置くことを得、女子は保母の職務を助く

第四條 保母は小學校の本科正教員たる資格を有する者又は保母免許狀を有する者たるべし

第五條 保母免許狀を受くるには保母檢定に合格することを要す

第六條 保母免許狀は保母檢定委員の檢定に依り地方長官之を授與す

第七條 保母檢定に分ちて無試驗檢定及試驗檢定とす

第八條 檢定の科目及其程度は第八十一條の規程を斟酌して地方長官之を定む

第九條 前條の外檢定に關する規則は地方長官之を定む

第十條 保母檢定には手数料を徴收することを得

第十一條 園長及保母の進退并に俸給旅費其他諸給は小學校正教員の例に依り女子代用教員の例に依る

第十二條 保母免許狀の失効及剝奪に關しては小學校教員免許

狀の例に依る

第十三條 園長保母の服務及懲戒に關しては小學校教員に準ずるときは二百人迄増すことを得

第十五條 保母一人の保育する幼兒數は四十人以下とす

第十六條 幼稚園の設備に關しては小學校の例に依る

○前項記載の通り過般帝國教育會にては幼稚園規則改正に關する意見を發表せる由なるが之に就きて文部省松村普通學務局長の談話なりと云ふを聞

くに
元來幼稚園制度を改正し全國に涉りて統一的の施設を爲さしむることは文部省に於ても其の必要を認め昨年來調査中に屬するを以て他日具體的成案を發表するに至るべし其の要點は(一)幼稚園其者の經營施設の改正(二)保母の資格其の檢定待遇、並びに懲罰等に外ならず幼稚園の組織に關しては現今のものゝみにて満足すべからざるは勿論將來は彼の歐米諸國に於ける託兒所の如き多少形式を異にする種類を追加するの必要あるべし即ち此の託兒所は貧民の子女を收容し一面幼少の時季よりして善良なる感化を與ふることを得べきを以て貧

民子弟の教育上多大の貢献ある而已ならず他面に於ては父兄が労働に従事する妨礙を除去し安心して其の業務に精勵するを得しむるの利益あるべきを以て是等も幼稚園の一種として取扱ふの必要あるべく目下調査中なり次に保母に關しては小學校本科正教員の資格を有するものと府縣道長官の認定に依るものと二種ありて小學校教員の資格あるものは昨年來判官待遇とし月俸の如きも最低十圓より最高七十五圓迄を支給しつゝあるも今後若し此資格あるもの以外より採用する場合に又之に對する適當の條件を追加し此の條件に適合するものは有資格者同様に待遇に爲すべく其の懲罰に關する規定も追加するの必要あらんも目下調査中に屬し未だ具體的の成案なしと。

○伯林の子守

一度伯林に遊んだものは所謂伯林の子守といふのを見て奇異の感を起さぬものはないでせう、日曜日に公園を散歩すると紳士や婦人が手を取り合つて散策を試みて居る其間に面白い襪のある袴を穿

いて上衣は前で釦を止め之に首から腹部へ掛けて花模様の飾を附し頭部には見るから重さうな帽子と云ふよりは胃の様なものに被つた一見人の見立つ服装の婦人が乳母車を押して其處にも此處にも歩いて居ります此の子守の婦人は伯林の近在に住んで居るゴテン人種で日本で云ふと平家の落武者と云つた様な種族ださうです此のゴテン人の子守は給料も高いが其代り小兒を育てる事の間にか特有の看護法でチャンと矯正して終ふとの事です實に彼等は先天的に育児法を知得して居るといつても好い位で伯林の家庭では多くは此子守を雇ひ育兒の事に注意を加へてをるといひます我國の家庭でも子守の撰擇には最も注意を注ぎ度いものです。

○珍らしき同窓會

去月六日東京女子高等師範學校附屬幼稚園に於て珍らしき同窓會が開かれた。それは去る明治三十年に同園を保育修了したるものにて目下高等學校、商業學校等に在學中の青年等申合はして昔幼なじみの回想談を試みんと

ての催しなりき。

當時の同窓の幼兒廿五名中其後轉居死亡等の爲め多少移動はありたれど當日の出席は十三名の多きに達し、久し振にて無雅氣なる談話に花を咲かせ、たわいもなき遊戯に興をたかめて新春の一日を觀樂の中に過せる由、面白き會合なりと云ふ可し。當日出席者の氏名を記せば左の如し。

- | | | |
|------|------|-------|
| 伊藤英三 | 畑 | 堀内堅太郎 |
| 大塚武夫 | 米田俊良 | 田代信徳 |
| 武井守成 | 高馬覺三 | 黒川勝俊 |
| 山田剛一 | 藤村泰三 | 坂倉富太郎 |
| 守田豐藏 | | |

玩具研究部記事

本會玩具研究部は今般左記の如く規則を制定し來月より實行することゝなれり。會員中篤志の方は部員として盡力せられんことを希望す。

玩具研究部規則

一、本部はフレーザー會玩具研究部と稱し會員

- 一、玩具の研究報告、討論、雜誌
- 二、新案玩具の批評鑑定
- 三、新案玩具の試作配布
- 四、玩具に關する講演會の開催
- 五、玩具に關する圖書の出版
- 六、本部は前項の目的を達せんために毎月一回(第二土曜午後二時)より常會を開く
- 七、本部員たらんとするものは現在部員の紹介に因り常會の承諾を得可し
- 八、部費は別に徴收せず但し必要あるときは隨時其實費を徴收することある可し
- 九、本部に主事を置く。主事は本會主幹の指名に因り其指揮を受けて部務を掌理す可し
- 十、本部に於て必要なりと認むるときは本則以外別に細則を定むることを得